

広島県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

熊野瀬戸線

三 道路の区域

区 間	新 旧		新 旧
	新	旧	の別
福山市瀬戸町大字地頭分字大景（一〇三五番一） 地先から 福山市瀬戸町大字地頭分字別所（一〇五〇番一） 地先まで	一〇・八〇〇 一五・一〇〇	一一・〇〇〇 一二・〇〇〇	敷地の幅員 （メートル）
	一七七・一〇〇	一六八・五〇〇	延長 （メートル）
	ダブルウェイ		備 考